

県南広域振興局長告示第40号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可の申請を適当と決定した。

なお、同条第6項の規定により、平成21年3月26日から同年4月22日まで関係書類を縦覧に供する。

平成21年3月24日

県南広域振興局長 勝 部 修

土地改良区名（所在地）	地区名	縦覧書類	縦覧場所
猿ヶ石北部土地改良区（花巻市）	関口第1	当該決定に係る土地改良事業計画書の写し	花巻市